

## 大口町ホームページの管理及び運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大口町のホームページ（以下「大口町ホームページ」という。）を統一的、効率的に管理及び運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理運用)

第2条 大口町ホームページの管理及び運用は、総務部秘書広報室（以下「秘書広報室」という。）が行うものとする。

2 大口町ホームページは、大口町の施策、事業、施設等に関する情報（以下「情報」という。）の総合的な提供場所として、利用者のニーズを的確に把握し、迅速で幅広い情報の提供に努める。

3 大口町ホームページへの情報の新規掲載及び更新（以下「更新等」という。）は、情報を提供する局、室若しくは課（以下「掲載依頼者」という。）が、ホームページコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）を利用して、掲載する情報（以下「掲載情報」という。）を編集し、その公開を秘書広報室に依頼した後、秘書広報室が行うものとする。ただし、CMSの利用が困難な場合は、掲載依頼者の依頼により秘書広報室が行うものとする。

### (掲載内容の基準)

第3条 掲載情報のデータは、地方公共団体としての品位を保ち、公序良俗に反しないものとし、守秘義務、著作権、個人情報保護等に関する法令や本町の条例、規則等に反するものであってはならない。

2 掲載情報のデータは、誰にでも見やすく、理解しやすい内容で構成するように努めるとともに、標準的なパーソナルコンピュータのハードウェアとソフトウェアにより、できる限り多くの人が見ることができるよう留意するものとする。

### (更新等)

第4条 掲載情報の更新等は、原則として掲載依頼者の所属の長の決裁を得た上で、CMSを利用して行うものとする。

- 2 掲載依頼者は、掲載情報に削除又は修正の必要が生じたときは、速やかに当該掲載情報を編集し、更新をしなければならない。
- 3 秘書広報室長は、掲載情報が前条第1項の規定に反する内容と認めるときは、掲載依頼者に対して掲載の中止又は変更を求めるものとする。
- 4 CMSを利用しない掲載情報の更新等は、掲載情報のデータを添えて秘書広報室長に依頼するものとする。

(リンクの承認等)

第5条 大口町ホームページの中に他のホームページ等への検索情報を記載する（以下「リンク」という。）ことについては、次に掲げる団体等に限って認めるものとする。

- (1) 官公署
- (2) 大口町の外郭団体等
- (3) 前2号に準ずる団体等で、町長が認めたもの

2 他のホームページの中に大口町ホームページへのリンクを張ることについては、承認又は非承認の意思表示は行わないものとする。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成12年12月22日 大口町告示第148号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年5月31日 大口町告示第63号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第14号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町告示第33号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第23号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。